

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

《日本史分野》

〔I〕

《解答又は解答例》

- 1 問1 誉田御廟山古墳  
問2 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。解答にあたっては、「図をもとに」との指示のあるとおり、図に示されている内容を読みとって文章で適切に表現することが求められる。たとえば規模、段築、造り出し、周堤、周濠などについて記述するほか、陪家の存在などについても加えることが望ましい。  
問3 百舌鳥古墳群  
問4 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。初期の大型前方後円墳が奈良盆地東南部で造営され、奈良盆地北部にその中心が移り、さらに河内平野に移って百舌鳥古墳群・古市古墳群が並立するようになることについて順を追って記述し、百舌鳥古墳群・古市古墳群で最大規模の古墳が造営されたこと、その時期を経て古墳の規模は縮小に向かうことなど、全体の動向を正しく記してほしい。  
問5 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。様々な切り口から論じることが可能であり、受験者の見識を問いたい。ただし、これまでの問いとは異なり、列島規模の動向をふまえているか、前後の時代との比較の視点があるか、日本史上での位置づけを意識しているかなど、受験者がより広い視野と知識を持っていることを示してほしい。
- 2 問1 類聚三代格  
問2 あわせて各地のよこしまな百姓は、課税を逃れるために、とかく都に赴いて喜んで勢力のある家に匿われてしまう。あるいは田地を王臣家に寄進したと偽って称したり、舎宅を王臣家に売与したと巧みに言い張って、ついに王臣家の牒を携えた使者の派遣を要請し、田宅を封じて標識を立ててしまう。国司はそれが偽りの企てであると知っていても、王臣家の威勢をはばかり、黙り込んでしまい、それを禁止することをしない。  
問3 茲によって出挙の日、事を権門に託し正税を請けず。収納の時に穀を私宅に蓄へ、官倉に運ばず。賦税の済しがたきは斯によらざるはなし。  
問4 寺社や富裕な農民の土地は、証拠書類にしたがって本来の所有者への返還を命じた。また王臣家に土地や舎宅を寄進したり売与した富裕な農民は、蔭位や贖罪の有資格者といった身分を考慮せず、また本籍地の人間であるかどうかなども一切配慮しないで、杖六〇の刑に処する、という新しい方針を明示したもの。  
問5 論文形式の設題であるため具体的な解答例を示すことはできません。この前後に一連の太政官符が発せられ、総体として、私的大土地所有の制限を意図した政策であること。学術的には「延喜荘園整理令」とも称せられること、この官符では特に勅旨開田の禁止

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

と院宮五位以上の官人による百姓の田地舎宅の買収と閑地荒田の占取を禁じていることを示し、当時の社会情勢として院宮王臣家による大土地所有の進展と諸国の有力農民が院宮王臣家と結びついて私的土地所有の確立を図る動きが知られる、ということを中心に整合的に論述することが期待されている。

- 3 問1 論述形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。解答にあたっては、①くずし字を正しく判読すること、②訓読文を適切に示すこと、③句読点を適切に付すこと、の3点を意識して論述してください。
- 問2 論述形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。解答にあたっては、①足利直義に関する基礎的な理解を示すこと、②課題文に対する正確な理解を示すこと、③自らの考えを適切に示すこと、の3点を意識して論述してください。
- 問3 論述形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。解答にあたっては、①貞和二年（一三四六）頃の社会情勢に関する基礎的な理解を示すこと、②課題文に対する正確な理解を示すこと、③自らの考えを適切に示すこと、の3点を意識して論述してください。

- 4 問1 宣長 以上
- 不申候此段モ兼而御心得置可被下候  
 貴君御方ニ而彫刻ならでハ渡し  
 相渡し申かたく彫刻之儀も  
 御申の通ひたすら懇望ニ無御座候テハ  
 越被下候趣全ク愚老も同意ニ御座候  
 一さき竹ノ弁之事委細御申  
 申候哉是又承度奉存候  
 一 同書廿二ノ巻板下追々出来  
 一 出来不申候哉承度奉存候  
 一 同書廿一卷ノ彫刻残り之分ハ  
 御紙面之通致承知候。  
 一 記傳十九之卷卅八丁ノ事、

問2 本居宣長

問3 本居宣長の書簡である。「記伝」とあるのは『古事記伝』のことと考えられ、「十九卷」「廿一卷ノ彫刻」などとあることから、版下や版木などについて記されたものと思われる。宛名は明確でないが、本文にある「十九卷」は宣長没後に刊行された巻であることなどから、植松有信などの弟子が推定できる。

『古事記伝』は、本居宣長が著した『古事記』の注釈書であることから、宣長の生涯や『古事記伝』の史的な位置づけに関して、論理的な説明ができていればよい。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

5 問1 望ム 國運ノ進暢ニ力ヲ効サンコトヲ  
時艱ノ本ヲ抜キ源ヲ塞ギ  
ニ致和協  
我力忠良ナル臣民ノ朝野文武  
ニ至ル  
今次ノ痛憤スヘキ事件ハ朕之  
ヲ憾トス即チ戒嚴ヲ布キ日ナラスシテ鎮定  
案

問2 昭和天皇 昭和十一年（一九三六）

問3 「朕」という天皇にしか用いない語が使われていることから、天皇の詔勅にかかわる史料である。「騷擾」「戒嚴ヲ布」などの語が出てくることから、二・二六事件に関わる内容であることが分かる。「日ナラスシテ鎮定」とあることから事件の最中ではなく、事件の終了後に発せられた文書であることが分かる。「臣民」に向け、協力を求める内容であることからみて、帝国議会開院式の勅語の一部であると考えられる。こうしたことから、本史料は、二・二六事件後に開かれた帝国議会の開院式で読まれた天皇の勅語の草案の一部と考えられる、といった趣旨が述べられていれば良い。

《出題の意図》

- 1 日本考古学に関する基礎的な知識をもち、資料に対する適切な評価を行う能力があるかどうか問うものである。
- 2 日本史学（日本古代史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。
- 3 日本史学（日本中世史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。
- 4 日本史学（日本近世史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。
- 5 日本史学（日本近代史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。

〔Ⅱ〕

《解答又は解答例》

- a 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。遺跡の所在地、所属する時代時期、学史的意義、特色などを含んだうえで、遺跡を適切に紹介することを求める。
- b 論文形式の設題であるため具体的な解答例を示すことはできません。古代の天皇の即位の宣命にみえる慣用語であること。元明天皇の即位の宣命に天智天皇が定めたこととみえるのが初見であ

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

ること。以後、聖武・孝謙・淳和・仁明・文徳・清和・陽成・光孝の諸天皇の宣命にみえること。直系ないし嫡系による皇位継承法を指すとする説が有力であること。一方で、天皇家と藤原氏による共同執政の実現・擁護を内容とするとする説、また天皇のありかたを隋・唐皇帝のそれに近づけるための規定とする説などに触れても良いが、全体として整合的に叙述することが期待されている。

- c 論述形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。時代、場所、内容に関する要素を含んだうえで、明確に記述してください。
- d 論述形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。時代、人員、機能に関する要素を含んだうえで、明確に記述してください。
- e 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。テーマとする財閥についての形態的な特徴を述べるとともに、事例や特色を挙げるなど、できるだけ具体性をもった説明を行うことが望ましい。

《出題の意図》

- a 日本考古学上の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- b 日本史学（日本古代史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- c 日本史学（日本中世史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- d 日本史学（日本近世史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- e 近代・現代に関する重要な事項に関する基本的な知識があるかどうかを問うものである。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

《東洋史分野》

1

《解答又は解答例》

問一 玄宗成都に幸するに、給事中裴士淹従ふ。士淹聡悟にして柔順、頗る歴代史に精し。玄宗甚だ之を愛し、馬上借に行くに、備さに顧問するを得。時に肅宗鳳翔に在りて、大いに除拜すること有る毎に、輒ち啓聞す。房琯将と為るに、玄宗曰はく、「此以て賊を破るに足らざるなり」と。諸将を歴評するに、並びて云ふ、「賊を滅ぼす材に非ず」と。又曰はく、「若し姚崇在らば、賊滅ぼすに足らざるなり」と。困りて崇の宏才遠略を言ふ。語宋璟に及ぶに、玄宗悦ばずして曰はく、「彼直を売りにて名を沽ふのみ」と。数十余人を歴るに、皆其の目に当たる。張九齡に至り、亦た甚だ之を重んず。李林甫を言ふに及び、曰はく、「賢を妬み能を嫉むこと、亦た敵する無きなり」と。士淹困りて啓して曰はく、「既に知れば、陛下何ぞ之を用ふること久しきか」と。玄宗黙然として応へず。

問二 安史の乱について具体的に説明することが求められます。

問三 玄宗朝における科挙官僚と貴族官僚の関係について、張九齡と李林甫を代表としながら論ずること、また、玄宗が張九齡を退けて李林甫を重用した結果として起こった事態について説明することが求められます。

《出題の意図》

『大唐新語』を題材に、史料読解力と史料に関する知識、歴史的事象に関する知識について問うことで、研究に必要な知見の有無を確認する。

2

《解答又は解答例》

問一 南陽地区は後漢光武帝劉秀の登場したところであり、経済文化上独特の条件を有しているだけでなく、(中国)建国後には数十基におよぶ漢画像石墓が発掘され、あわせて千件に近い漢代の画像石が収集された。それらは県ごとに確認されているが、主要なものは南陽・唐河・鄭州・方城一帯に集中している。

南陽漢代画像石墓の多くは磚石混用の建築で、石積みの構造のものも若干みられる。持ち送り式天井・ドーム式天井・平天井がある。墓門・多墓室・耳室なども付置し、墓葬によっては甬道をもつ。画像の多くは、門框・門楣・門扉、および墓室内の門楣・墓壁・石柱・墓頂蓋石などに線刻されている。画像の内容は豪族たちの生活・太古の神話・歴史故事・祥瑞辟邪・舞楽百戯・天文図象などで、平面に陰線彫刻を施したもの、窪んだ面に線刻や浅い浮彫を施したもの、浅い浮彫と陰刻を併用したものなど、多彩な手法が採用されている。構

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

造はすっきりとして簡潔である。特に、造形は細微にとらわれず、神力を秘め、深遠雄大かつ素朴豪放な芸術的風格が感じられる。

問二 漢代画像石は石室内・石祠堂・石闕などの石造建築物の石材部に彫刻が施されたものであり、その画題としては車馬出行図・神獣図・楽部百戯図・宴会図があり、漢代の社会構造・制度や経済活動、風俗習慣や人々の生活状況、意識形態などを探究するために不可避な資料となりうるものである。

20世紀の初頭にフランスのシャバンヌ・セガランや日本の関野貞らにより、山東・河南・四川などにおいて漢代の画像石が調査・記録されたのを皮切りに、その後黄河・長江流域にとどまらず甘粛や雲南など中国各地で続々と発見され、歴史学にとどまらず美術史や考古学の対象としても位置付けられるようになった。特に地域区分と編年の研究が進み、考古学の研究水準を向上させるとともに上述のごとく分野を超えた研究方向にも展開可能であることから、総合科学全体としての研究水準の底上げにも貢献するものとなっている。

《出題の意図》

漢代南陽画像石に関する中国語の説明を題材として翻訳に係る知識をみるとともに、漢代画像石研究の発展性に対する研究的知見の有無を確認する。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

《西洋史分野》

問題 1

《解答又は解答例》

問 (1) ディオクレティアヌス帝の治世はしばしば、ローマ史における一つの限界点と考えられる。行政・軍事・財政上の多くの改革——これらが連携してローマ帝国の統治を改変した——が、この皇帝ならびに彼の共同統治帝たちに帰される。ディオクレティアヌス以降の帝国運営が、後 2 世紀の両アントニヌス帝治下における当該領域の運営方法と大いに異なったものとなったことは明らかである。

問 (2) 後 3 世紀、ローマはおよそ 50 年間に渡り、属州各地で擁立された軍人が次々と帝位に就くと同時に、他の皇帝僭称者たちも乱立する混乱の時代を経験した。これを収めて皇帝となったディオクレティアヌスは、帝国を四分して正帝 2 名・副帝 2 名を置き、各人が自身の管轄域を統治する仕組み（テトラルキア）を導入する。さらに、属州を旧来よりも細分化するかたちで再編成した。かくして権力者が帝国の各地に近在する状況を作り出し、防衛と行政の円滑化・安定化が図られたのである。とくに、前時代の混乱を現出した一因でもある外敵の侵入に対処する必要から、軍隊の維持・強化が志向された。一方、そのための財源確保が不可避の課題となる。そこで、ディオクレティアヌスは、人頭税と土地税を組み合わせた税制改革（カピタティオ・ユガティオ制）を実施して、財政の改善を目指した。また、深刻化していたインフレ問題を解消するため最高価格令を布告し、約 1400 項目に及ぶ商品とサービスについて、価格や賃金の上限額を設定したことも知られる。加えて、宮廷儀礼として跪拝礼を導入することにより皇帝の権威や神聖性を高めた。皇帝は主人（ドミヌス）と呼ばれ、帝国における確固たる支配者として位置づけられることとなった。ディオクレティアヌスは、以上のような種々の改革を通じ、新しい形で帝国の秩序を回復したのである。

《出題の意図》

古代ヨーロッパ史についての英文を正確に読解するとともに、当該分野についての基本的な知識があるかどうかを問う問題である。

問題 2

《解答又は解答例》

問 (1) 一時的に阻止されたり逆行したりしながらも、宗教的寛容の考え方は徐々に発展・拡大し、啓蒙主義によって大きく後押しされ、最終的には多くの近代国家で多かれ少なかれ受け入れられるようになった。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》・研修生	春季

問 (2) 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことは困難です。該当箇所の訳文は、「あるいは、宗教は、独立した中央集権的な国民国家の出現と強化において重要な役割を果たしたが、ひとたび国家が樹立されると、国内および国際政治はもはや宗教的信仰という観点から行われる必要がなくなった」です。したがって以下はあくまで数ある解答の一例です。

「中央ヨーロッパを中心に生じた『宗派化』がその例として挙げられる。1555年のアウクスブルク宗教和議の結果、神聖ローマ帝国の帝国等族はそれぞれ公認宗派としてカトリックか1530年のアウクスブルク信仰告白派のいずれかを決定する権限を認められ、それぞれの支配領域に自らの公認する宗派を強制した。この動きは少数宗派の信者や教会財産の帰属を巡って激しい対立を生じさせ、1618年の三十年戦争の一因ともなったが、例えば中欧では、1648年のウェストファリア条約により、各国を単位とする多宗派の相互承認が確認された結果、宗教は国家間秩序の規定要因ではなくなり、個々の国家内部においても17世紀後半から18世紀にかけて徐々に事実上の、次いで公式の宗教的寛容が実現していった。」

《出題の意図》

初期近代ヨーロッパ史についての英文を正確に読解するとともに、当該分野についての基本的な知識があるかどうかを問う問題である。

問題3

《解答又は解答例》

問 (1) 歴史家が植民地国家の性質について議論する際に、イギリスの白人定住植民地はまったく言及されないことが多い。しかし、このような除外は、植民地支配についての我々の一般的な理解をゆがめてしまう。白人定住植民地は、ロンドン（本国政府）から統制するのがことさら難しかったが、とくに効率的な植民地支配の形態を生み出したのである。

問 (2) 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。非公式帝国という概念を定義（公式の植民地とは異なり、名目的には独立を保つが、イギリスの強い経済的影響下にある地域）したうえで、先行研究において非公式帝国に含まれるとされる地域（ラテンアメリカ、中国など）でのイギリスと当該地域の関係を具体的に論じることが期待されます。

《出題の意図》

イギリスおよびイギリス帝国の歴史についての英文を正確に読解するとともに、当該分野についての基本的な知識があるかどうかを問う問題である。